

自治退2022年度運動方針（案）

はじめに	1
1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします	2
2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、平和と人権・環境を守ります	9
3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします	16
4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します	17
5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます	19
6. 福利厚生活動を強めます	20
7. 具体的な取り組み	20
<別添1ー1> 2021年度政策・制度要求（退職者連合）	22
<別添1ー2> 低所得高齢単身女性問題に関する 政策・制度要求（退職者連合）	31
<別添1ー3> 新型コロナウイルス感染症対策に関する 政策・制度要求（退職者連合）	32
<別添2> 2021年度地公退統一要求	34
<別記1> 自治退福利厚生事業の推進（案）	36

全日本自治体退職者会（自治退）

自治退2022年度運動方針（案）

はじめに

社会・経済の変化に対応する社会保障に

市民と行政が長い時間をかけて作り上げ維持してきた社会保障制度は、その時々の稼ぎの範囲内ですべての人の暮らしが成り立つよう富を社会的に再分配する仕組みです。日本は2040年頃まで高齢者が増え続けて、人類が経験したことのない高齢者比率をもち、かつその下の年齢にある人口＝働き手が減少する国に変わりつつあります。持続可能な経済・財政、子ども・子育て支援と健全な雇用創出、社会保障を賄える財源確保、のどれが欠けても私たちと子・孫・ひ孫世代の生活は困難を迎えます。また、いわゆる引きこもり問題など、社会から取り残される人を作り出さないための社会的支援態勢が求められています。社会保障の機能強化のため全ての社会構成員が知恵と力を合わせるべき時です。とりわけ政府には事実を直視して後れを取らない政策を展開する責任があります。

地球環境変動を防ぎ、感染症に耐える社会に

この数年日本では相次ぐ自然災害とコロナ禍で社会と経済が痛めつけられてきました。これらは世界共通の災厄でもあります。人類は、限りある地球資源を大切に使いつつ他の生物と共に、自然と共生する中でしか生きられません。

災害を引き起こした気候変動は産業革命以降に人類が化石燃料を燃やして放出してきた温暖化ガスが主因です。「先進国」が資源を収奪し、地球環境を破壊し、他の国・地域に矛盾・汚染を転嫁することで成り立たせてきた経済は限界を超えて、もう持続できないところまで来ています。

また、新感染症の多くは、人類が惹き起こした自然環境の変化により人と病原体との新たな接触が生まれたことに原因があると言われます。加えて各国・地域の公衆衛生システム整備が遅れていたこと、感染症に対応する公的機関・資源の縮小が被害を大きくしました。コロナ禍は今後も収束までに一定の期間かかると見なければならず、特に経済力の弱い市民・地域への打撃は甚大です。

コロナ禍で顕在化、増幅されたDV、虐待、外国人やLGBTQであることを理由とするヘイトスピーチ・クライム、女性・非正規労働者の切り捨てなどの人権問題は

感染予防・治療と並んで喫緊の課題です。

地球環境変動・気候危機をせき止め、感染症に耐えうる社会を作るために、個人・地域・企業・国家それぞれが地球規模で連携して、直ちに具体的行動を起こすことが求められています。

社会保障と民主主義を破壊する政権の暴走を許さない

安倍・菅内閣を通じて自公政権は、2012年の政権復帰以降現在まで一貫して「今だけ・金だけ・自分だけ」を物差しにした政治を行ってきました。選挙前には見せかけの低姿勢を装い、選挙後には威丈高に政権の意思を強行する手法で、社会保障を抑制し、国家主義への回帰をめざす反動諸立法の強行を繰り返してきました。

また、日銀に国債と株の大量買い支えを続けさせ、将来の深刻な金融危機の種をまいています。

加えて「森友学園」「加計学園」「桜を見る会」等にみられる行政の私物化、組織的公文書改竄・廃棄、情けないほど相次ぐ大臣・副大臣・与党議員の収賄・暴言・スキャンダルなど、忖度による側近政治の横行と行政・政治の歪曲は政権与党の傲慢・腐敗を示しています。

第204国会では菅政権の目玉政策として「デジタル化諸法」が可決されました。杜撰な突貫工事で法案を作成した結果多くの事務ミスが指摘されましたが、より本質的にはコロナ禍を隠れ蓑にして国民監視のシステム化を進め、個人情報保護をはじめ人権保障を大きく後退させる法制度が動き出したものとして嚴重に警戒する必要があります。

戦後の永い間の保守政権が、まがりなりにも維持してきた民主的合意形成の配慮、節度は現自公政権からは失われています。

私たちは、市民の生活基盤である社会保障の維持強化を求めます。私たちは、日本を戦争する国に転換させることを拒否します。改憲策動、強権支配社会を許さず、人権・民主的合意に基づく節度ある社会を求めます。

このためにも21年秋までに実施される衆議院総選挙、22年夏に実施される第26回参議院議員選挙で自公政権打倒、民主的政権作りをめざして取り組みます。

1. 社会保障の充実・公正な税制をめざします

(1) 憲法第25条に定める生存権が日本で生活する全ての人に保障されることを求めます。

- (2) 社会保障の基盤をなす雇用・賃金の改善と子ども子育て施策の強化を求めます。また、社会保障財源を国債に依存せず、基幹三税・社会保険料により確保することを求めます。
- (3) 生活できる所得を保障する、将来にわたって安定した年金制度を求めます。
- (4) 医療・介護の連携した提供体制を作るため、地域包括ケアネットワークの整備を求めます。
- (5) 必要な時十分な医療を受けられる公的国民皆保険制度を維持発展させることを求めます。感染症に対抗できる公衆衛生システムの整備充実を求めます。
- (6) 人間の尊厳を守り、介護の社会化を実現する介護保険制度の実現発展を求めます。
- (7) 健康で文化的な生活を保障する生活保護基準と法の運用を求めます。
- (8) 市民が社会保障に関する正しい認識を持つことができるよう、学校教育における社会保障教育の充実と広報を求めます。
- (9) 社会保障給付を賄うに足る税制を確立し、基幹三税の適切な分担と所得の再分配機能を果たす公正な税制を求めます。消費税軽減税率の廃止を求めます。また、途上国の貧困・疾病・格差解消等に充てる財源として金融取引税など国際連帯税の新設を求めます。これらにより、コロナ禍対策を含む財源を生み出し、国債の際限のない発行と日銀による購入をやめるよう求めます。
- (10) デジタル化された個人情報システムについて私たちは次のことを主張します。
 - * 集積された情報は社会保障制度のサービス向上・運営の効率化のためのみ用い、国民監視・統制に用いない。営利目的に利用させない。
 - * 本人の自己情報コントロール権を保障するとともに、外部からの侵入・改竄防止に万全を期すこと。

以上の課題を実現するための21年度の統一要求は、厚生労働大臣・財務大臣等に対しては退職者連合要求（別添1）に統一し、総務大臣に対する地公退統一要求を付加して全体要求とします。

<2021年度政策・制度要求（退職者連合）> 別添1

<2021年度地公退統一要求> 別添2

社会保障制度の経過と情勢

(1) 社会保障と政権

安倍・菅政権は、市場原理主義を奉ずる者たちの操縦に従い、経済財政諮問会議（3カ年スパン）・財政制度等審議会・規制改革推進会議、全世代型社会保障検討会議などを用いて社会保障抑制政策を続けてきた。その結果、社会的・経済的格差が拡大し消費不足をもたらし、少子化・人口減少が進行し、膨大な公的債務が拡大し続け、経済は成長力を失いつつある。

他方、これまで蓄積してきた社会保障の理念と制度・財政は政権によって一部蝕まれたとはいえ、市民の財産として私たちの生活の基盤であり続けており、その機能強化が不可欠である。

(2) 雇用・子ども子育て

退職者の多くは雇用・子ども子育ての当事者ではないが、子や孫・ひ孫に安定した生活、それを支える社会保障制度を引き継ぎたいと願っている。足下で言えば、私たちの社会保障給付は現役労働者からの社会化された仕送りで支えられており、その雇用と賃金が給付水準を決めている。

私たちは、現役世代の健全な雇用拡大と、更に次の社会を担う子ども子育て支援充実のため退職者として可能な方法で連帯する。

(3) 年金

① 年金制度は退職者の経済的生活基盤であり、消費によって地域経済を支える灌漑装置でもある。現在の年金制度は過去のセンセーショナルな「抜本改革」議論に整理をつけ、それなりに安定性と信頼性をもって運営されている。しかし、社会・経済という海に浮かぶ船に例えられる制度である以上海の安定が不可欠である。今後も社会・経済の安定を図りつつ、不十分な制度理解や独善に基づく意図的干渉・歪曲から守らなければならない。

② 直近の制度見直しとしては、第201国会で2019年財政検証結果に基づく法改正がなされ、一部に不十分さが残ったが私たちが求めていた課題が前進した。

具体的には、「短時間労働者の社会保険加入拡大」、「高齢期の就労と年金受給の在り方」が前進した。しかし加入拡大に関しては経営者団体の抵抗により対象企業規模要件が撤廃に至らず、「基礎年金被保険者期間延長」は財務省の抵抗により実現できなかった。速やかな実現を求めて引き続き取り組む。

「マクロ経済スライド」については、次期改定時の課題として検討されると思われる。この制度は、将来受給世代の年金水準の低下を防ぐため現受給世代の給付を一定期間抑制する趣旨で作られた。今後の政府の検討動向を注視し討議を深める。

- ③ 厚生年金積立金を運用するGPIF（年金積立金管理運営独立行政法人）は、国内株式発行額の8%を占める巨大な機関投資家である。一部独自運用部分を行っている共済組合と共に、法が定める被保険者の利益のための運用と、署名した「責任投資原則」に基づき、長期的視点で運用目標を達成することが任務である。

政権・与党議員の一部にはこれらの資金を株価操作に用いる「官製相場」づくりや、頻繁な売買で金融業界の手数料稼ぎの種にすることを目論むものもいるが、厳しく斥けねばならない。

- ④ コロナ禍が経済に深刻な影響を及ぼしている。コロナ禍による株価の乱高下による年金給付への影響が心配されているが、年金積立金は長期運用を基本としていること、および年金給付の約9割は国庫負担（税）と保険料収入で賄われているため、年金給付への影響は限られている。年金財政は健全な雇用による多数の被保険者によって安定し、年金額は賃上げによって充実するので、コロナ禍による雇用と賃金の悪化を防ぐ運動に全力を集中することが求められる。
- ⑤ 2021年度の年金額改定は昨年度比0.1%引き下げとなった。参考とされた指標は a. 物価変動率：0.0% b. 名目手取り賃金変動率：▲0.1% c. マクロ経済スライド調整率：▲0.1%だった。今期はb. がマイナスでかつb. がa. を下回るので、b. を用いて改定された。マクロ経済スライドは改定率がマイナスだったので今次改定では実施せず、翌年度以降に繰り越しとされた。

(4) 地域包括ケアネットワーク、医療・介護

- ① 日本は世界が体験したことのない高齢社会を迎えた。これまで分立してきた医療と介護を病院・施設・在宅の切れ目のないサービスに体系化した地域包括ケアのネットワークとして結び合わせることが不可欠になっている。

患者・利用者本位でサービスを充実させるため、医療に関する構想・計画と介護に関する諸計画を共通の目的をもって機能させなければならない。

- ② 医療制度について、これまで多くの医療費圧縮メニューが提起されてきたが、直近では全世代型社会保障検討会議が19年末に「後期高齢者医療の自己負担について一定以上所得のある者に新たに2割負担を導入（現行は“基準1割・高所得者3割負担”）」と「紹介状無しで大病院受診時の定額負担を拡大する」等の意見をまとめた。第204国会に関連法が提案され可決されたが、その過程では新設する2割負担対象者の範囲が議論の焦点になった。

後期高齢者医療制度支援金のため増加する医療保険料負担を嫌う経営者団体は「患者自己負担割合を基準1割から基準2割に引き上げよ、基準1割維持・2割新設にとどめるなら所得の低いところまで2割対象に含めるべき」と主張した。

後期高齢者医療制度は発足後11年を超え、問題点を持ちつつも定着し多くの

退職者はそれを前提に生活している。私たちは退職者連合と共に「a. 基本的に医療保険の応能負担は保険料の問題とすべきで、窓口負担問題ではない。b. 75歳以上では若い人の4倍医療費がかかっている。高額療養費制度が患者負担を抑えているとはいえ、全ての被保険者の負担基準を2割に引き上げれば受診・受療断念せざるを得ない患者が発生する。c. 自己負担2割を新設する場合は一定以上の所得があるものに限定すべき」ことを主張してきた。

最終的には与党調整の結果として選択肢のうちの中位区分を選択した関連法となった。今後、応能負担に関する基本主張を継続しつつ、新設された2割負担について配慮（経過）措置を含む実施状況を検証して、引き続き高齢者の負担が過大にならないよう取り組む。

- ③ 今次のコロナ禍では、この間日本政府が「医療の効率化」を口実にして「予め備える公衆衛生」を弱体化させてきたことが混乱を深めた。緊急施策として関係者が速やかな実施を期待した「雇用調整助成金」はスムーズさを欠き、「持続化給付金」支給事務では経産省と電通・パソナなどの受託企業との癒着により必要な時に間に合わない例が続出した。また「対策」として取られた「アベノマスク」やSNS画像・意味不明の自衛隊機デモ飛行は市民の輿論を買い、利権がらみの「G.O.T. トラベルキャンペーン」は市民に「強盗トラブル」と揶揄・批判された。

過去の薬害体験から国内の製薬会社がコロナワクチン開発に著しく消極的だったことも対策の遅れにつながったと指摘されている。ウィルスとの闘いは現在進行中であり、施策の体系性と優先順位を明らかにして取り組みを継続しなければならない。そのために、保健所や研究・検査機関の拡充と専門的人材の育成確保、PCR検査の大幅な拡充、医療や介護・障害者施設等での感染拡大に備えた人的応援体制、離島における医療提供と救急患者の迅速な搬送体制、病院での防護服・マスク・消毒液・専門医療器材の備蓄、感染症予防のワクチンと治療薬の研究開発などが求められる。

- ④ コロナ禍に関連して発生している社会的問題に注意を払う必要がある。
- a. 電通・パソナなど一部業者・経産省・政治家が私利のために施策を食い物にした。癒着による犯罪を二度と繰り返させてはならない。
 - b. 歴史は、市民・取材・報道の問題意識が大きな課題に集中している時はそれを隠れ蓑に、国家権力が平時には進めにくい管理統制システムを強化する機会でもあることを教えている。コロナ禍の陰で進行する政府機関の動向を注意深く監視する必要がある。
 - c. また、大きな混乱が起きている時は排外主義者・差別主義者が行動を起こす機会でもあった。コロナ禍は人の心を荒ませ、DV、児童虐待、外国人や性的少数者に対するヘイトスピーチ・クライムなどが急増している。人権を

尊重し合う社会のために取り組む。

- ⑤ 介護保険制度は制度発足時に比べて利用人員と給付費は飛躍的に増加している。これに対する危機意識から18年財政審建議を皮切りに、中軽度者に対する保険給付削減攻撃のほか、自己負担割合の基準1割から2割への引き上げなど多くの介護費圧縮メニューが提起されてきた。

介護は医療に比べて利用期間が長期にわたる。高額所得者はともかく全ての利用者の自己負担割合基準引き上げは利用断念に直結するため撤回を求めてきた。結果的に19年末にまとめられた改革は「補足給付の見直し」と「高額介護サービス費の見直し」の2件にとどまり、危惧した大幅改定は見送られた。

その後、各自治体では3年に一度策定される第八期介護保険事業（支援）計画（計画期間21年～23年）がスタートした。計画の実践を検証しつつ次の段階に向けて取り組みを進める。また、21年度介護報酬の改定が行われた。財政当局は報酬のプラス改定に強く抵抗したが、結果としては全体で+0.70%（うち、新型コロナウイルス対応特例評価0.05%＜21年9月末まで＞）とされ、全てのサービスの基本報酬引き上げとなった。これで2015年のマイナス改定のあと、4回続けてプラス改定となった。

給付改善や職員処遇改善のためには介護報酬改善が不可欠だが、それは保険料の引き上げに反映する。各自治体の発表集計では2021～2023年は全国平均月6,014円＝前回より145円2.5%upとなり、6,000円を超えた。

現行の枠組みの中での保険料負担には限界があるため、近い将来負担と給付の見直しが再度検討対象になると思われる。医療保険の被保険者全てを介護保険の被保険者にせよという私たちの要求を基礎に制度安定に向けて取り組む。

（5）生活保護

厚労省は20年末、ウェブサイト「生活保護の申請は国民の権利です」と積極的な利用を呼び掛けるメッセージを掲載するとともに、各自治体に対して弾力的な要否判定を求める通知を発出した。コロナ禍の中で迎える年末年始に社会不安を起こさないための臨時的方策だったとみられるが、脱法の恐れさえあった従前の保護申請受理忌避から一転して当然の法理を述べたこのメッセージは妥当なものである。コロナ禍への一時的対応にとどめず、定着させなければならない。

（6）デジタル化・マイナンバー

道具は使う者の目的と使い方で凶器にも利器にもなる。

2020年9月に作業を開始し第204国会に提案された「デジタル社会形成をめざす関連諸法（新法5、個人情報保護法など既存法改定と合わせて64の束ね法）」は衆院28、参院29もの付帯決議を付け、重大な問題が表に出ることを恐れるように慌ただしく可決された。

集積される個人情報と社会保障制度運営の効率化・サービス向上に用いられる

なら市民生活に役立つ。その場合でも貧富の差により情報端末・機器を入手・操作する機会の格差が生じたり、加齢や障害などによって仕組みから排除されると深刻な権利侵害が惹き起こされる。なにより、現政権の狙いは特定秘密保護法・共謀罪等とのリンクで国家権力による国民の監視・統制に用いることにあると思われ、進行すれば陰惨な密告がなくても個人・団体の思想・行動・人のつながり全てをデジタルで瞬時に把握できる恐怖社会を招く。また、法はその目的に「国際競争力を高める」ことをうたっており、集積された個人情報を利用させて新産業を起こすことも目指している。個人情報について、自己情報コントロール権と自治体の独自性を否定し、国家目標と企業利潤のために集積情報を自由に利用することは許せない。デジタルシステム管理者は、悪意ある侵入・改竄・晒しや事故に対して最大限の防御をすべきことは当然だが、最先進国の軍事システムでさえそうであるように国内外からの攻撃や災害に対して完全な防御はできない。共通指標で作られた一局集中の大システムは個人と社会を重大な危険にさらす。また、今次法は事実上顔認証を伴うマイナンバーカードの取得強要に向かっているが、顔認証の用途を規制する条文は法定されていない。国際基準とも大きく乖離してコロナ禍の混乱のなかで制定された今次法は根本的に見直すべきである。

税制の経過と情勢

- (1) 税は社会保険料と並んで、社会保障を支える基本的財源である。我が国の現在の国税は所得税・法人税・消費税を基幹三税としている。紆余曲折はあったが民主党政権時に二段階の消費税率引き上げを軸とする「税と社会保障の一体改革」に関する三党合意が行われた。これにより、社会保障給付を含む国家財政を国債に依存してきた状況を変え、プライマリーバランス（PB）の黒字化目標が合意された。いわば「給付先行型社会保障」を給付負担均衡型、給付改善型に近づけつつ「国債発散（債務が雪だるま式に拡大し抑制が利かなくなる事態）」を回避する道筋がつけられた。
- (2) しかし、安倍政権は第一段階の3%消費税率改定は合意された時期に実施したものの第二段階の2%は数次にわたり選挙対策の道具に用いて延期し、2019年10月に至って問題だらけの軽減税率（公平・簡素・中立の三原則すべてに反し逆進性対策の機能はない）と抱き合わせでようやく実施した。その結果、社会保障以外の歳出と相まって累積国債発行額は増加し続けPB黒字化・財政健全化は遠ざかっている。これはもとより消費税のみの問題ではなく、18年末の財政審建議さえ指摘したように、「平成期間中の法人税と所得税の減税累積額と、消費税創設以降の累積税収とが相殺」された税制に大きな原因がある。

(3) 法人税は、国境を越えた野蛮な資本主義が求める引き下げ要求に屈して、日本を含む各国が競って引き下げており、企業の社会的責任が放棄されつつある。しかも多くの法人が多国籍であること、恒久施設によらないデジタル事業であることなどを利用して租税を回避してきた。また、実物経済貿易規模の100倍とも言われる国際金融取引は膨大な利益を上げているにもかかわらず、国境課税はされていない。

かねてから私たちは退職者連合と共に法人税の引き下げ競争に終止符を打つべきことを主張してきた。厚い壁と思われたが、かつて法人税引き上げとデジタル課税を阻んでいたOECDが一転して国際連帯による法人税率引き上げの検討に転じ、政権交代後の米もそれを検討中と報じられている。当該法人の抵抗は強いと予想されるが健全な社会のために前進させねばならない。

所得税は、累進課税の緩和、金融取引所得・金利の分離課税など富裕層優遇が続けられ、所得額が一定以上になると税負担率が急減するという著しい不公平税制になっている。これらを是正しなければならない。

(4) この間の我が国の税財政は、「税を集めないで国債に依存する→国債を市場で消化できない→日銀に引き受けさせる→金融への信認喪失」に向けて直進している。その先には、歴史の教訓ではインフレが起こり、消費者、預金者、保険・年金受給権者が政府・日銀の代わりに負担させられることに向かう。

(5) コロナ禍の対策費は感染拡大防止の果敢な対策とあわせて、事業継続や国民生活の必要にして十分な支援と補償ができるような予算措置を取る必要がある。しかし、補正予算における内訳不明の10兆円に上る予備費計上など政権の恣意的行動は財政民主主義を無視するもので論外である。何より政権には対策費の財源とされる国債について、償還財源としての所得税・法人税・消費税等それぞれの引き上げ率・期間に係る財源の全体計画を明示して納税者の合意を得る責務がある。

2. 憲法改悪反対、戦争法の廃止をめざし、 平和と人権・環境を守ります

(1) 平和

- ① 平和・主権在民・基本的人権を定めた憲法理念を守り、憲法第9条改悪に反対します。戦争法・共謀罪法・特定秘密保護法廃止を求めるとともにイージス艦購入をはじめとする日本の軍事費急増に反対します。
- ② 菅政権による日本学術会議会員選別任命(21年)は、第一次安倍政権による教育基本法の改悪(06年)と共に、戦争によって国内外の市民生活を

破壊した国家主義への反省としてたてられた柱を切り倒す所業です。学術研究の国家からの独立・自由と民主教育を求めます。

- ③ 平和・核兵器廃絶を求める行動に積極的に参加します。17年7月国連で可決された核兵器禁止条約を日本政府が速やかに批准することを求めます。
- ④ 沖縄をはじめ全国の米軍基地・自衛隊基地による市民生活・環境の破壊を許さず、軍事基地の撤去・縮小を求めます。なかんずく普天間基地の速やかな撤去を求めると共に、辺野古新基地建設工事の中止・撤去を及び南西諸島における自衛隊新基地建設の中止求めます。また、米軍オスプレイの日本国内への配備と離着陸、自衛隊のミサイル・オスプレイ・ステルス戦闘機購入・配備に反対します。
- ⑤ 米軍基地の根本規定である日本国民の権利を無視した「日米地位協定」の抜本改定を求めます。

(2) 基本的人権が尊重される社会づくりのため取り組みます。

- ① 「心のバリアフリー」を推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現をめざします。
- ② 家庭・職場・学校・ネット空間等社会のあらゆる場所から、人種・民族・国籍・性・障害・年齢・疾病・職業などへの差別意識に基づく多様なハラスメント、ヘイトスピーチ・クライム、差別・中傷をなくすことを目指します。☐
- ③ 特に、我が国の中心的人権課題の一つである部落差別を再生・拡大しようとする新たな組織的動向を許さず取り組みます。

(3) 女性の人権と、ジェンダー平等・多様性の尊重のため取り組みます。

- ① 憲法が保障する「個人の尊厳と両性の本質的平等」と「男女共同参画社会基本法」の理念を社会のすべての場面で実現することをめざします。
- ② このため、自治体として退職者連合が掲げる「ジェンダー平等に関する政策制度要求」と、「退職者会組織運営における責任ある立場の女性比率を30%まで引き上げる目標」を共有して取り組みます。

政治分野では政党に自発的クォータ制の導入、両性交互の国会議員比例代表候補順位を呼びかけるなど「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を実効あるものにするために努力します。

- ③ 女性の社会的尊厳・人格を確立するため、「選択的夫婦別姓」の速やかな法制化をめざします。「配偶者暴力防止法」を整備・活用してDVの根絶をめざします。
- ④ L G B T Qなどの性的少数者の人権が多数者の人権と全く等しく守られる社会をめざします。

(3) エネルギー政策と気候災害

- ① 頻発する気候災害は気温上昇を防がない限り深刻化します。これを引き起こす化石燃料発電と、危険で人類がコントロールできない原子力発電とをやめ、再生可能な自然エネルギーによる電源に転換することを求めます。新たな原子力発電所は建設しないこと、既存の炉は再稼働せず計画的に廃炉とするため立憲民主党・社民党などが提出している「原発ゼロ基本法」の成立とその実施法の実現をめざします。
- ② 大規模一極集中エネルギー生産システムは、災害・事故・他からの攻撃に対して脆弱です。中小規模で地産地消型のネットワークシステムに転換することを求めます。これを推進するため、会員に電力自由化を活用し再生可能エネルギー購入への転換を進めるよう呼びかけます。
- ③ エネルギー政策の地方分権を進め、生産活動・消費活動を通じてエネルギー多消費型社会構造・生活構造を改め、省エネルギー・集約型消費に転換するよう取り組みます。
- ④ 引き返せない領域に入りつつあると言われる温暖化防止のため、国際連帯に基づいて速やかに抜本的な気候変動対策を講ずるよう取り組みます。

(4) 食の安全と安定、持続可能な農業

- ① 食料安全保障を確立するため、国内食料自給率の向上と地域農業の活性化を求めます。
- ② 種子法が18年に廃止され種苗法が20年に改定されましたが、引き続き地域特性を踏まえた国内の研究開発が継続されること、生産者の自家増殖が大きな負担なしで維持されることを求めます。
- ③ 一部の海外農業企業が行っている「遺伝子組み換えで作った特許種子と、その作物に特化適合する農薬をセット販売にし、一旦購入した農家は将来にわたってその会社から購入した種子・作物しか栽培できなくなる」商法に反対します。

(5) 取り組み

これらの課題について、現職労働組合・市民運動組織と連携して取り組みます。中央では「フォーラム平和・人権・環境」、地域では平和運動団体との間で連携を進めます。また、これまで運動を共有してきた「戦争をさせない1000人委員会」、「さようなら原発1000万人市民アクション」「伊達判決を生かす会」などとの連携を強めます。

憲法・平和・人権・環境の経過と情勢

(1) 改憲

日本政府は、「安全保障」について講和条約締結以来一貫して米国の求めに従って日米防衛協力のための指針（ガイドライン）と日米地位協定を憲法より上位に置いて全てを律する手法をとってきた。その下で安倍政権は、立憲主義を否定する解釈改憲という手法で一連の戦争法を強行可決した。

後継の菅政権もこれを引き継ぎ、自民党の改憲重点4項目（第9条で自衛隊、第73条・第64条で緊急事態条項、第47条・第92条で参議院合区解消、第26条・第89条で教育改革）を実現するため、第204国会で国民投票法を改定して外堀を埋め、次のステップで明文改憲を実現しようとしている。

私たちは立憲主義否定、国民統制の改憲に反対し、日本を戦争に導く戦争法廃止に向けて「安倍9条改憲NO！ 全国市民アクション」と連携して取り組んできた。今後も多様な方法で広く大きな運動展開をめざす。

(2) 反動諸立法

憲法に定める表現・思想信条の自由を否定する特定秘密保護法を許すことはできない。また、これと同根の教育基本法改悪による教育の統制・反動的教科書選定、「日の丸」「君が代」強制の条例化等は次世代教育をゆがめ、演劇・文学を含む表現の自由をも犯す。特高警察の再来・戦前回帰を許すことはできない。加えて治安維持法の再来である「共謀罪」は、国連人権理事会特別報告が表現の自由を不当に制約する恐れがあると表明しているように、司法取引・野放しの盗聴と相まって、日本を監視と密告、恣意的な警察の捜査と刑罰の社会へ極めて短時間で移行させる可能性を持っている。

(3) 急増する軍事費

安倍政権下で、FMS調達（対外有償軍事援助）による武器の「爆買い」などにより防衛費がますます膨らんでいる。

日米同盟の強化と称して米軍支援のために集団的自衛権を行使し、外国で戦争する体制整備に税が注ぎ込まれている。5月、岸防衛大臣は防衛費をGDPの1%以内にとどめるという過去の閣議決定は破棄すべきと主張した。

社会保障と平和は表裏一体であり、軍事費と社会保障費は相反する。安倍政権が購入してきた武器の多くは集団的自衛権行使による敵地攻撃を目的としたもので、安倍政権になる前の自民党政権による専守防衛の自衛隊の位置づけの下では不要なものだった。自衛艦・潜水艦の増も、まして空母の建艦など必要がない。防衛費が「軍事費」に化すことを許してはならない。

(4) 国家主義と米追随・日米地位協定

安倍・菅政権は、先の大戦を“自存自衛の戦争”と正当化する靖国神社に参拝

するなど戦前型の偏狭な国家主義を振りかざしながら、他方ではアメリカ政府に迎合して卑屈に追随するという背反した行動をとってきた。しかも、トランプ米大統領の意を迎える官邸の判断でアメリカ兵器を高額で大量に購入し、防衛予算を肥大させている。「イージス・アショア」導入が着手後停止に追い込まれたのも安倍政権が進めた一連の無計画なお買い物の結末である。その代替策として菅内閣が検討中と伝えられる「高額なイージス艦購入」や「敵基地攻撃能力」の双方とも即時全面撤回すべきである。

また、オスプレイは試作段階から事故が多発し、極めて危険なものであるにもかかわらず、事故の原因解明・再発防止策もとらないまま、市民を危険にさらして日米一体でオスプレイ配備・超低空飛行を拡大している。沖縄の普天間飛行場では、有害な有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）を含む汚染水の大量放出が起きており、国、沖縄県や宜野湾市等の中止要請にもかかわらず、これを無視している。

在日米軍とその下働きを務める自衛隊に、これ以上市民生活を侵害させないため、占領状態のままの日米地位協定を改定する必要がある。

20年11月の米国大統領選挙は、バイデン氏当選、トランプ氏落選という結果となった。米の外交政策は大きく変化しつつあるが、対日関係に関しては、表舞台に復活したジャパンハンドラーたちがトランプの前の日米地位協定の枠組みに戻る対応をしてくると思われる。

(5) 辺野古新基地建設反対

辺野古新基地建設は、1966年の米軍のマスタープランで計画されていたが、施政権が返還されていない当時、建設費負担を嫌う米国の財政事情等で見送ったといわれる。施政権返還後は基地の建設・維持経費が日本政府負担となったため、米軍は老朽化した普天間に代えて辺野古に新基地を建設することを求めてきた。

1995年の少女暴行事件で沸き起こった県民の怒りを逆利用してこの計画を復活・推進しているのが現計画の本質である。悲劇や県民の怒りを逆手に取って利用する日米政府の卑劣さを表している。

辺野古に新基地を建設する「日米合意」後も県民の粘り強い闘いで長い間着工できずにいたが、自公政権は、海面下に対処不可能な軟弱地盤があるにもかかわらず、強引に埋立工事に着手し、現在はあろうことか沖縄戦の犠牲者の遺骨が埋まったままの土地を掘り起こして海を埋めようとしている。また、行政の違法行為を監視すべき裁判所は、辺野古新基地建設関連の訴訟において、法の番人たる使命を投げ捨て、政権の手先と化している。昨年3月の沖縄県による埋立承認撤回の取り消し訴訟及び今年7月の農水大臣によるサンゴ移植許可取り消し訴訟における最高裁判決は、国の行政不服審査法による執行停止制度の乱用や地方自治法を逸脱した国の関与などの違法行為を追認している。しかし、沖縄県民が切れ目のない反対行動を継続していること、県民投票・諸選挙でゆるぎない反対の意思表示を繰り返していること、辺野古の

海面下90メートルには対処不可能な軟弱地盤があることなど、政権の思惑通りにはならないことが明確になりつつある。私たちは辺野古新基地をはじめ、全国の米軍・自衛隊基地による市民生活・環境破壊を許さず、決してあきらめることなく沖縄県民と連帯して阻止運動を続ける。

(6) ジェンダー平等、多様性の尊重

日本におけるジェンダー平等、多様性の尊重を実現する運動は戦前の先駆者以来粘り強く続けられてきた。その間高揚期と停滞期を繰り返しながら少しずつ理解を深め力を増してはきた。しかし、性・年齢を問わずジェンダー差別の固定化を主張する政治家、言葉に出さないが意識の深い部分で差別が構造化されている市民は私たちを含めて少なくない。責任ある地位についている女性の比率など、平等参画の国際比較では日本は極めて遅れたところにとどまっており、飛躍的前進を図ることが求められている。

また、厳しい差別にさらされている性的少数者（LGBTQ等）の権利が守られなければならない。

SNSを活用した<#>運動は当事者の主張・それへの連帯による新しい展開を生み出しつつあるし、森喜朗をはじめ著名人の差別発言を見過ごさない空気も作られつつある。提起された課題の一つ一つを私たちの理解を深め、運動化する機会にしたい。

退職者連合が踏み出したジェンダー平等・多様性尊重の政策制度要求運動は、法律・政策・制度、社会意識の変革など広範な課題に及んでいる。また、これと合わせて自らの立脚基盤である退職者会運動における女性役員比率の引き上げを提起している。自治退は退連と連帯して運動前進を図る。

(7) ヘイト・組織化されたハラスメント

世界中で既成政党への失望から、「単純で力強い」言説に魅かれる市民が増え、夜郎自大な国家主義・排外主義への支持が増えつつある。また、国会・自治体議会で、保守系政治家を中心に人権を傷つける暴言・野次が相次いでおり、これらの言動がヘイトスピーチを煽っている。煽る本人の資質がいかに貧しくとも、公人の発言は関係者を深く傷つけ、国内外を汚染することを軽視してはならない。

また、企業や教育の場を含めて多様なハラスメントが横行している。ILOのハラスメント防止条約採択を踏み台にして日本の国内法を整備し、人権尊重の根本理念・法制度を再確立せねばならない。一連の反動化は散発的に自然発生しているのではなく宗教団体・「ジャーナリスト」・保守政治家らで作る「日本会議」を軸に、反動的教科書採択運動とあいまって組織的に展開されつつあることに留意し、反撃する必要がある。

(8) 生命・身体の安全に関わることや不当な差別などの人権侵害が後を絶たない。とくに、いじめや児童虐待、インターネット上での誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの

侵害、偏見や差別を助長する情報の発信、企業等における過労死や各種ハラスメント、不当な差別などの問題が発生している。

川崎市の示現舎が「表現の自由・学問の自由」を標榜して部落地名総鑑の復刻版出版を企て、その出版禁止・ネット掲載禁止の仮処分を求める裁判が行われた。一審の東京地裁は“復刻版の出版・ネット掲載は人格権に対する侵害行為である”として仮処分を認める判決をしたが、係争は続いている。確信犯的な示現舎の行動は部落差別の陰湿さと執拗さを象徴している。

新型コロナウイルス感染者や医療従事者、ハンセン病患者や元患者、その家族に対する偏見や差別、外国人や障害のある人に対する偏見や差別の問題とあわせて、社会全体で基本的人権を守ることが求められている。

(9) エネルギー政策と気候災害

世界各地で頻発する深刻な暴風雨、干ばつ・山火事は化石燃料の燃焼で大気中に放出されたCO₂により気温が上昇した気候災害である。既に北極圏では永久凍土が溶けて、閉じ込められていた温室効果ガスが大気中に放たれつつあり、引き返せない段階に入ったとまで言われる。一刻も早く化石燃料への依存を止めねばならない。

国のエネルギー政策は、無制限な需要に応える広域・集権的な供給構造を前提としている。これを転換し、地域自治によるエネルギー政策決定、適正な供給量に対応する需要コントロール、多様で分散型の供給システムとすべきである。あわせて再生可能な自然エネルギーの開発普及により、直ちに温室効果ガスの削減に着手すべきである。このために、国・企業・個人がそれぞれの持ち場で取り組む必要がある。

2016年4月から小口契約者も自由に購入電力を選択することが可能になり、それまで地域独占大手電力会社によって強制的に購入させられてきた電力を、市民が市場経済を通じて拒否できる力を持った。地域独占大手電力会社から再生可能エネルギー事業者への契約変更者は現段階では必ずしも多くない。発電と送配電の完全分離によって再生可能エネルギーへの妨害を排除すること、電源構成公表の義務化、再生可能エネルギー発電事業者の育成など課題は山積しているが、自由化は運動を進める絶好の機会といえる。

また、「責任投資原則（PRI）」（投資の際に、環境保護や社会的責任を果たす企業行動に着目して投資先決定の優先条件にする）は再生エネルギー重視の有効な手立ての一つとなる。GPIFの責任投資原則への署名も活用して各領域で推進が期待される。

(9) 原発

「安全な原子力発電」宣伝の嘘が東日本大震災に伴う福島原発苛酷事故で顕在化した。しかも、オリンピック招致演説で安倍前首相が述べた「アンダーコント

ロール」は虚偽で、増え続ける汚染水を保管するタンクさえ用意できず、菅内閣は諸国の反対を押し切って海洋投棄を方針化した。

熊本地震は川内、玄海、伊方のほか全ての原発にも重大な危険性があること、そこで事故が起きれば偏西風という日本の気象条件下では福島原発以上に広範な国土が放射性物質に汚染されることを改めて示した。原発事故は地震や津波・火山噴火などの自然災害のほか、テロも原因となりうる。また、施設の老朽化や整備不良等による小規模事故は多発しており、いつ大きな事故が発生してもおかしくない状況である。それでも政府は、原発依存政策を変えようとしていない。

原発は資本主義原理に照らして割に合わない。廃棄物の処理は技術的にもコストからも極めて困難ということが世界の常識になりつつある中で、18年改定の新エネルギー基本政策でも原発にしがみついているのは、核兵器を持つための基盤技術として位置付けているとしか思えない。

連合は福島原発事故後、慎重な検討のうえ原子力エネルギーに依存しない社会をめざす方針を決定した。私たちはこれを共有したうえで一步を進め、立憲民主党・社民党などが市民との対話から作り出して提出した①実用原子炉の計画的廃炉、②電気需要量の削減、③再生可能エネルギー電気供給増加をめざす「原発ゼロ基本法案」の成立と、その実施法の実現を求める。

多くの原発メーカー・電力会社では原発事業が企業経営の根幹を揺るがし労働者の雇用を危うくしている。そこで働く仲間に対して、“原発は資本主義として破綻していること、原発に依存しない企業戦略に転換すべきこと”を要求して闘うよう呼び掛ける。

(10) 食の安全

日本の食料自給率はカロリーベースで38%（2019年）で、2030年の法定目標とされている45%には遠く及ばない。この間、災害等の理由で工業生産における国際供給ラインの一部にトラブルが生じた際、生産の長期全面停止を引き起こした。同様のことは食料にも起こりうる、災害・戦争・経済制裁などわずかな躓きで輸入が止まれば、直ちに日本国民は飢える。地域農業の活性化で自給率を向上させることは市民の生存保障に不可欠である。

日本ではTPP交渉との関連で、18年に種子法廃止、20年に種苗法が改定された。新法の下でも地域に適合する種子の保存・改善を研究開発して日本農産物の多様な品種を維持することが保障されねばならない。また、生産者の自家増殖が種子販売者に対する過大な負担なしで維持される必要がある。自治体・国は農民と協力して地域農業を活性化させなければならない。

3. 民主的政府・市民が主人公の社会づくりをめざします

(1) 2017年の第48回総選挙以来、両院で自公維が改憲発議可能な3分の2議席を超えるという極めて厳しい国会情勢が続いてきました。2019年参院選の結果、かろうじて改憲勢力の議席を2/3割れにすることができましたが、僅差で危険な状況が続いています。

安倍に続く菅政権の暴走、ファシズムへの傾斜を阻む立場で諸選挙に取り組みます。選挙活動にあたっては、現退一致の原則の下に構成組織それぞれの現職組織とともに運動を進めます。21年秋までに実施される衆議院総選挙、22年夏に実施される第26回参議院選挙では自公政権を倒すこと、少なくとも衆参両院で改憲勢力に三分の二を占めさせないよう全力を挙げます。

(2) 社会を覆う閉塞感は、ネット社会化とあいまってファシズムを呼び込む社会心理を生み出す危険性を持っています。単純化できない社会の仕組みを全体として理解する努力を払い、論議による合意形成を図ることでしか民主主義は成就しません。市民が主人公として国会・政府任せにしない行動をとることによってのみ、健全な社会づくりが可能になります。私たちはあきらめることなく地域から粘り強く取り組みます。

(3) 自治退は、自治労協力国会議員団との連携を軸に、立憲民主党・社民党などとの協力を強めます。

4. 住み続けられるまちづくりのため、交通政策を推進します

- (1) 交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害者、運転免許証返納者など交通制約者の生活維持のため、鉄道を含む地域公共交通・移動手段の体系的整備を求めます。
- (2) 地域の活性化や住み続けられるまちづくりのため、自治体の総合計画や都市計画に、住民ニーズを反映した交通政策との連携を求めます。私たちの提起を受け止めて退職者連合が展開する政府・自治体に対する要求運動について、自治退として積極的役割を果たします。
- (3) 交通政策基本計画の実効性確保のための取り組みを進めます。とくに交通専任者の基礎自治体への配置や育成地域公共交通会議（法定協議会）などの設置を求めます。

地域公共交通の現状と役割

- (1) 昨今の地域公共交通は、人口減少による少子高齢化、高齢者の運転免許証自主返納に伴う移動の確保、さらには、身体障害者の社会進出、すなわちノーマライゼーション（平等に生活する社会の実現）の理念の浸透などから、社会生活を営むうえでその担う役割はより大きくなっています。

一方で、地域公共交通の担い手側にも高齢化が深刻な影響を及ぼしており、女性を含む若年層の人員確保が喫緊の課題となっています。

こうした背景から、2020年には持続可能な地域公共交通の形成に向けて推進することを目的として交通に関する各種法律が改正されました。

- (2) 交通政策の根幹である「交通政策基本法の改正」は、交通に対する需要の多様化に対応しつつ地域社会の維持・発展をはかるため、輸送サービスを推進することや交通事業の人材確保とそれに必要な労働条件の改善等が盛り込まれました。また、活性化再生法の改正では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通計画を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むための仕組みを拡充するとしています。

- (3) 地域によって抱える課題は多種多様であり、地域ごとに公共交通の「必要性」や「あり方」は異なります。

持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するためには、一自治体はもとよ

り連担する複数の自治体など生活圏・経済圏で一体的に取り組むことにより、街づくりと交通政策の連携、さらには広域的な連携の取り組みの重要性を高めることとあわせて、クロスセクター効果の推進へと繋げることが必要です。

- (4) 自治体が地域公共交通に関わることは、「生活支援」という考え方が介在します。地域住民にとって交通機関は、買い物・通院・通勤・通学を始めとした地域内の移動手段であるとともに、交通制約者にとっては正に移動のための必要不可欠な基盤装置です。また、都市部と接続する交通ネットワークを構築することで、その街の賑わいづくりにも寄与することになります。昨今、医療、商業・教育施設等の生活に必要な施設は点在化し、また、超高齢化の進行に伴い交通制約者は顕著に増大しています。

このような地域社会の状況の中、移動をささえる地域公共交通に対する自治体の役割は、一層重要なものとなっています。

- (5) 近年、災害が頻発・激甚化する中、国土強靱化基本法も改正されました。災害発生時の交通機能の維持と代替性の確保、地域活力の向上が加えられ、交通政策基本法との連携をはかりながら施策を推進していくことが重要であるとしています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策も盛り込まれ、コロナ禍の影響により輸送需要が減少した事業者において、雇用の維持が可能となるよう引き続き必要な施策を講じるとされました。

- (6) 高齢化の進行により、高齢者の自立、社会参加が重要な課題となっています。地域公共交通の衰退は、身体機能が低下した高齢者の移動を制約し、外出機会の喪失に帰結します。高齢者の自立を支援し、社会参加を促進するためには、地域公共交通の再生が必要です。また、外出機会の増加は、高齢者の健康増進につながるなど多様な観点からの取り組みが必要です。

運転免許証返納を決断する高齢者が増えつつありますが、地域によっては代わる移動手段がないためやむなく運転を継続する例も多数存在します。第一義的に地域公共交通でカバーするべきですが、地域事情によっては他の方策を含めて移動を保障する施策が求められます。

- (7) 現在、新型コロナウイルス感染症によって、在宅勤務・テレワークの導入促進、多くの大学などではオンライン講義の実施など、いわゆる新たな生活様式が広がりを見せており、交通にとって乗客の減少が与える影響は甚大となっています。そのため、公営・民営を問わず各交通事業者にとって採算を取ることが厳しくなっています。

全国の自治体は、交通事業者支援に乗り出すなど一定の理解は示しているものの、財源面の限界があり、臨時交付金メニューのさらなる展開、事業者の情報公開、各県・市議会での議論展開など、各地での工夫が必要です。

5. 組織の拡充を図り、関係組織との連携を強めます

- (1) 自治退は連合の「1千万連合構想」、退職者連合の「300万アクションプラン」を念頭に、現職労働組合との協力のもと「30万人自治退建設」を努力目標に設定し、組織拡大・強化に努めます。自治退会員数は漸減が続く現状にあります。自治労との協力のもとこれを反転させて新会員獲得・新退職者会結成と自治退加盟により各級組織で組織の強化・拡大を図ります。
- (2) 自治退の組織と活動における男女共同参画を進めるため、行動プログラムを作って取り組みます。
- (3) 第45回定期総会で決定された「自治退財政赤字の改善策」実施の到達点を踏まえ、中長期的な自治退の自主的財政基盤確立を念頭に置いて21年7月に決定された「赤字解消策の到達点と今後の対処」に基づいて取り組みます。
- (4) 自治退の組織特性を前提にしつつ、会員の利益を守ることと、社会的役割を果たす二つの運動目的を達成するため運動を進めます。この立場から、退職者連合とともに「カジノ賭博合法化反対」「不招請勧誘・販売規制」に取り組みます。
- (5) 自治労・自治労共済との連携関係を強め、現退一致の運動を進めます。
- (6) 都市交退協と自治退の組織統合の意義を大切にして、各級組織での円滑な連携を強化し、総合力が高まるよう取り組みます。
- (7) 地域・全国それぞれに地公退・退職者連合と連携し、共闘の力が発揮できるよう取り組みます。この一環として可能な地域から自治退の地域協議会作りを進め、これを基盤に退職者連合の地域協議会運動に参画します。また、単会・会員が市民自治活動・地域社会のまちづくり・まちおこし・地域福祉に積極的役割を果たすよう取り組みます。
- (8) 会員が培ってきた経験を生かして、自治労のコミュニティづくり運動・自治研活動と連携することをめざします。
- (9) 市民と行政の協働の場となる地域の市民自治組織づくりに、行政経験を持つ会員が役割を果たすことをめざします。当面可能な地域で自治会・町内会等で活動する会員の経験交流などに取り組みます。

6. 福利厚生活動を強めます

- (1) 会員の福利厚生とともに組織の財政基盤確立にも寄与する「安心総合共済」と「全労済自治労共済」の事業を推進します。

特に減少が続いてきた安心総合共済加入者がついに一万人を割り込みました。20年は団体割引率が引き下げられましたが、制度運営費の活用で加入者負担増を回避し、21年募集に向けては東京海上とも協力して制度を一部改定しました。引き続き会員の福利を守るため一万人回復にむけて全力で取り組みます。
- (2) これを実現するため「<別記1>自治退福利厚生事業の推進（案）」に基づき運動を進めます。
- (3) 年金受取口座の設定など、会員による労金の活用を進めます。
- (4) 可能なところから労働者福祉協議会（労福協）の地域・地区組織と連携して、職域を超えた地域連携活動により会員の居場所づくり、交流を深めることに取り組みます。

7. 具体的な取り組み

- (1) 社会保障・税制などの課題について、自治労・連合・地公退・退職者連合が実施する署名・ハガキ運動、対政府行動・国会要請行動などに積極的に参加します。また、退職者連合が取り組んでいる、政策制度要求・自治体要請行動を積極的に担い各地域で運動を展開します。
- (2) 自治退は社会保障制度・税制・平和問題などの運動推進に当たって、自治労との連携を密にします。現職労働組合から参加の呼びかけがある運動には、積極的に協力します。また、自治労組織内国会議員、政策協力国会議員の皆さんには引き続き自治退顧問就任を要請・委嘱します。
- (3) 地公退を通じて参画している「フォーラム平和・人権・環境」をはじめ、目的を共にする団体と連携して自治退として可能な範囲で取り組みます。
- (4) 9月の地公退高齢者集会、全国高齢者集会に積極的に参加します。
- (5) 2022年の地域学習会の具体的計画は今後のコロナ禍の動向を見極めながら協議します。
- (6) 自治退は2022年に結成50周年を迎えます。記念行事や年史編纂等を検討します。

以上

賭博合法化法の廃止について

賭博を公認・推進することを内容とする「特定複合観光施設区域の整備に関する法律」および「特定観光施設区域整備法」は賭博による市民生活の破壊、反社会的勢力による施設内外の支配をもたらすので、地方自治体に対して慎重な対応を助言すること。

以 上

自治退福利厚生事業の推進（案）

1. 共済・保険事業

自治退は会員の福利厚生のために ①全労済自治労共済の退職後利用の推進、②東京海上日動火災保険㈱と提携した「安心総合共済」、東京海上日動あんしん生命保険㈱と提携した「自治退医療保険」「自治退がん保険」の共済・保険事業に取り組んでいます。

2. 全労済自治労共済運動の推進

(1) 退職後に継続利用できる全労済自治労共済事業には、「長期共済・退職後共済（年金、医療、遺族の各給付）」「マイカー共済」「住まいる共済」があり、退職者会と連携して取り組まれています。かつてこれらは在職時（退職時までの）加入が退職後継続の条件になっており、退職後の新規加入はできませんでしたが、退職者会の要望を受け止めて、「マイカー共済」、「住まいる共済」については退職後の新規加入が可能になりました。ただ、マイカー共済について契約者死亡時に家族が共済の継続ができないという課題が残されていますので、出来るだけ早期に解決できるよう自治労共済と協議します。

また、「最長85歳まで継続加入できる“自治労・退職者団体生命共済”（在職時に団生に加入していたことが加入要件）」を2022年6月から新設する準備が進められています。会員の福利に役立つものになるよう自治労共済と協力して取り組みます。

(2) 各単会は、全労済自治労共済の各支部と協力し、会員への「マイカー共済」「住まいる共済」の制度周知と新規加入を図り、他保険・他共済に加入している会員にはこの制度への切り替えを働きかけ、共済加入と退職者加入を一体的に促進します。

(3) 全労済自治労共済の退職者会に関する諸事業については、その利用方法、運営、制度などについて、自治労共済との連絡・協議を密にします。

3. 「安心総合共済」の推進

(1) 会員の福利厚生の向上に役立っている「安心総合共済」「自治退医療保険」「自治退がん保険」の周知・加入拡大に努めます。これらの共済・保険商品は、東京海上日動火災保険㈱と東京海上日動あんしん生命保険㈱を引受保険会社とし、㈱自治労サービスを代理店として扱っています。

(2) 「安心総合共済」の特徴

- 「安心総合共済」は、①ケガ（病気は対象外）、②日常生活における法律上の賠償事故、③外出中の携行品損害を総合して補償する保険商品です。また、安心総合共済加入者全員に対する無料の付帯サービスとして、フリーダイヤルによる医療相談「メディカルアシスト」を提供しているほか、別途追加掛金によるオプションとして、①ホールインワン・アルバイトロス費用、

②がん補償（満89歳まで補償・要健康告知）を設けています。

- 安心総合共済は、退職者会員であることが加入要件で、①年齢制限がない、②夫婦型では配偶者も加入できる、③医師の診査・健康状態の告知不要、④1年契約で、通年の契約申し込みは1月初め締め切りだが、その年の10月20日（8月14日消印最終締め切り）まで中途加入（月割り保険料）が可能、⑤傷害天災補償コースもある（地震・噴火・これらによる津波が原因のケガを補償）、などの特徴があります。また、ケガの補償に加えて、損害賠償事故（同居の親族の賠償事故を含む）、携行品事故が組み合わされていることは、「安心総合共済」の大きな特徴です。
- 東京海上日動火災保険㈱と自治退共済会の団体契約による共済事業であるため、補償内容、掛金、事務処理方法などを共同で検討することができます。2021年募集時に向けては、この強みを生かして制度安定のための制度改正を実現しました。

（3） 財政面で組織に大きな寄与をしています

共済事業収入は本部一般会計全体の4分の1強を占め、各単会には、加入件数や加入率により「組織宣伝助成金」「郵送費補助」「広告宣伝費補助」などの助成金が交付され単会活動を支える財源となっています。

なお、単会助成金については収入総額と助成総額とのバランス、助成基準の適正化を考慮して引き続き見直します。

（4） 「安心総合共済」加入状況

加入契約者数は、数年にわたって新規加入者を上回る解約が続き、有利な団体割引率適用基準の1万人を下回る事態が続いています。

（5） 加入拡大のために

加入者の減少傾向を食い止め拡大に転換させるために、次のような活動を進めます。

- ① <加入ゼロ単会を無くすため、まず三役の加入をめざす> 安心総合共済について、各県本部は、加入ゼロの単会をなくし、単会ごとの加入目標の設定とその実現のための学習交流会や宣伝活動を強めます。これにより、各級役員全員の加入をめざします。
- ② <会員数の10%以上> 各単会は役員会で「共済事業が自治退の組織強化活動のひとつの柱である」ことを共通認識にし、会員数の最低10%以上の加入をめざす拡大目標を設定しその実現のための宣伝活動を強めます。
- ③ <新規退職予定者への呼びかけ> 新規退職予定者に対し、説明会や郵送など退職者会への入会案内をする際に、退職者会共済事業についても説明し、入会とあわせて「安心総合共済」へも同時に加入するよう呼びかけます。3月31日の定年退職日にはその年度における契約の開始時期3月20日が過ぎているため、月割掛金による「中途加入制度」の活用を勧めます。
- ④ <遺族会員制度> 各単会は遺族会員制度を設けておき、安心総合共済に加入することを希望する遺族に制度利用案内を勧めます。このことを通じて夫婦型に加入していた方の利用継続を保障します。（モデル規約例参照）
- ⑤ <パンフ・機関紙などの活用> 新たに作成した「安心総合共済」のチラシを可能な限り多

くの会員に届けることを基本にして、パンフレット「今度退職されるあなたに」、リーフレット「退職者会で豊かな人生を!」、新聞「じちろう — 退職者会版・新年号」、自治退ニュースの紙面などの活用や、県本部・単会の新聞やニュースなどで「安心総合共済」の会員への周知徹底を図ります。

- ⑥ <加入推進活動のための集まり> 拡大活動推進のために県本部代表者会議や地域学習会で学習・意思統一を図るとともに、「安心総合共済」の内容・拡大の意義の徹底や活動の交流を図ります。

また、退職者会の各種会議、集まり、イベントの機会を捉えて共済事業の説明会、チラシなどの説明資料を活用した制度学習の機会を増やすよう取り組みます。

必要に応じて「福利厚生集会」を開催し制度・実務・加入促進等の意思統一を図ります。

コロナ禍により集まりが持ちにくい状況が続いていますが、知恵を出し合って可能な取り組みを進めます。

4. 「自治退医療保険」「自治退がん保険」

「自治退医療保険」「自治退がん保険」については、07年秋から東京海上日動あんしん生命保険㈱で通信販売の仕組みを活用し始め、加入上限年齢も75歳までとなり、一定数の加入者がいます。

「自治退医療保険」「自治退がん保険」は安心総合共済と異なり自治退専用制度ではなく、健康状態の告知など一定の手続きが必要ですが、ケガを対象とする「安心総合共済」と組み合わせることで総合的補償が可能になります。このことを説明しながら加入を促進します。

[遺族会員に関するモデル規約（例）]

第_____条

本会は会員が死亡したのち、希望する遺族を会員とすることができる。

遺族会員の権利は会員と同等とし、会費については、※_____とする。

※会員同額、会員半額、（会費免除）など、それぞれの単会の判断で設定する